

規制影響分析書 (新設・改正時)

| 規制の名称 | 独占禁止法違反行為に対する課徴金賦課 | | | | | | | |
|--|---|---|---------|---------|--|--|---|---|
| 担当部局 | 公正取引委員会事務局経済取引局総務課企画室 | 電話番号：03-3581-5485 e-mail: minaoshi@jftc.go.jp | | | | | | |
| 評価実施日 | 平成17年3月31日 | | | | | | | |
| 規制の内容・目的 | <p>課徴金制度は、「カルテル行為による経済的利得を国が徴収することにより違反行為者がそれをそのまま保持し得ないようにすることによって、社会的公正を確保すると同時に違反行為の抑止を図り、カルテル禁止規定の実効性を確保するための行政上の措置」として、昭和52年の独占禁止法改正で創設された(7条の2)。</p> <p>カルテルが行われた場合に、カルテルを行った事業者や事業者団体の構成事業者に対して、課徴金を課すことで、刑事罰を待たずして、カルテル禁止規定の実効性を確保している(事業者団体の構成事業者に対する課徴金：8条の3)。</p> <p>現在、我が国においては、市場原理・自己責任原則に立脚した経済社会の実現のために抜本的な経済構造改革を推進することが喫緊の課題となっている。また、そのためには、カルテル・入札談合等の独占禁止法違反行為に対する執行力・抑止力を十分なものにしていく必要がある。</p> <p>また、従来みられた価格カルテル行為に加えて、供給量、市場占有率、取引先等を制限するカルテル行為等がみられるなど違反行為の態様も多様化してきている。特定の有力な事業者が他の事業者に対価・供給量・供給先等を指示するなどその事業活動を支配して、市場全体の価格・供給量のコントロールを図る私的独占については、他の事業者の事業活動の排除を併せて行っている場合も含めて、経済実態として価格カルテル等と変わらないと評価できる。</p> <p>カルテル禁止規定等の実効性を確保することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進するという独占禁止法の目的に資する。</p> | | | | | | | |
| | 根拠条文 | 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第7条の2、第8条の3 | | | | | | |
| 想定される 選択肢 | 選択肢1: | 課徴金制度を見直す。具体的な内容については、「独占禁止法改正法の主要なポイント」の「課徴金制度の見直し」参照 | | | | | | |
| | 選択肢2: | 課徴金制度を見直さない。(現状維持) | | | | | | |
| 期待される効果 | 効果の要素 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>選択肢1の場合</th> <th>選択肢2の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>過去のカルテル・入札談合を分析・推計すると、平均16.5% (約9割の事案で8%以上)の不当利得があるとみられるため、課徴金算定率を6%から10%に引き上げる(違反行為を繰返した場合は、15%)ことにより、独占禁止法違反行為が抑止される。</p> <p>購入カルテルについては、価格カルテルと同様、経済的利得を得ているとみられ、課徴金の対象とすることで違反行為の抑止が図られる。</p> <p>対価、供給量、市場占拠率又は取引先を制限する私的独占については、違反事業者が他の事業者を支配しているだけで、価格カルテルと同様の経済実態が存在するため、課徴金の対象とすることで、違反行為の抑止が図られる。</p> </td> <td> <p>過去のカルテル・入札談合を分析・推計すると、平均16.5% (約9割の事案で8%以上)の不当利得があるとみられながら、現行制度で対応するとすれば、違反行為を繰返す事業者が跡を絶たない状況が改善されない。</p> <p>対価、供給量、市場占拠率又は取引先を制限する私的独占については、違反事業者が他の事業者を支配しているだけで、価格カルテルと同様の経済実態が存在するにもかかわらず、課徴金の適用対象外であれば、違反行為の抑止が働かない。購入カルテルについても同様。</p> </td> </tr> </tbody> </table> | 選択肢1の場合 | 選択肢2の場合 | <p>過去のカルテル・入札談合を分析・推計すると、平均16.5% (約9割の事案で8%以上)の不当利得があるとみられるため、課徴金算定率を6%から10%に引き上げる(違反行為を繰返した場合は、15%)ことにより、独占禁止法違反行為が抑止される。</p> <p>購入カルテルについては、価格カルテルと同様、経済的利得を得ているとみられ、課徴金の対象とすることで違反行為の抑止が図られる。</p> <p>対価、供給量、市場占拠率又は取引先を制限する私的独占については、違反事業者が他の事業者を支配しているだけで、価格カルテルと同様の経済実態が存在するため、課徴金の対象とすることで、違反行為の抑止が図られる。</p> | <p>過去のカルテル・入札談合を分析・推計すると、平均16.5% (約9割の事案で8%以上)の不当利得があるとみられながら、現行制度で対応するとすれば、違反行為を繰返す事業者が跡を絶たない状況が改善されない。</p> <p>対価、供給量、市場占拠率又は取引先を制限する私的独占については、違反事業者が他の事業者を支配しているだけで、価格カルテルと同様の経済実態が存在するにもかかわらず、課徴金の適用対象外であれば、違反行為の抑止が働かない。購入カルテルについても同様。</p> | | |
| 選択肢1の場合 | 選択肢2の場合 | | | | | | | |
| <p>過去のカルテル・入札談合を分析・推計すると、平均16.5% (約9割の事案で8%以上)の不当利得があるとみられるため、課徴金算定率を6%から10%に引き上げる(違反行為を繰返した場合は、15%)ことにより、独占禁止法違反行為が抑止される。</p> <p>購入カルテルについては、価格カルテルと同様、経済的利得を得ているとみられ、課徴金の対象とすることで違反行為の抑止が図られる。</p> <p>対価、供給量、市場占拠率又は取引先を制限する私的独占については、違反事業者が他の事業者を支配しているだけで、価格カルテルと同様の経済実態が存在するため、課徴金の対象とすることで、違反行為の抑止が図られる。</p> | <p>過去のカルテル・入札談合を分析・推計すると、平均16.5% (約9割の事案で8%以上)の不当利得があるとみられながら、現行制度で対応するとすれば、違反行為を繰返す事業者が跡を絶たない状況が改善されない。</p> <p>対価、供給量、市場占拠率又は取引先を制限する私的独占については、違反事業者が他の事業者を支配しているだけで、価格カルテルと同様の経済実態が存在するにもかかわらず、課徴金の適用対象外であれば、違反行為の抑止が働かない。購入カルテルについても同様。</p> | | | | | | | |
| 想定される負担 | 負担の要素 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>選択肢1の場合</th> <th>選択肢2の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>購入カルテル及び対価、供給量、市場占拠率又は取引先を制限する私的独占事件における課徴金を算定するために要するコスト</p> </td> <td>-</td> </tr> <tr> <td> <p>課徴金対象行為の違反事業者については、課徴金の負担の増加が見込まれる。</p> <p>また、購入カルテル、対価、供給量、市場占拠率又は取引先を制限する私的独占を行った事業者については、新たに課徴金の負担が生じる。</p> <p>ただし、課徴金制度は、独占禁止法違反行為を行った事業者に対し、課されるものであり、違反行為を行っていない事業者に対して、新たな負担を強いるものではない。</p> </td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> | 選択肢1の場合 | 選択肢2の場合 | <p>購入カルテル及び対価、供給量、市場占拠率又は取引先を制限する私的独占事件における課徴金を算定するために要するコスト</p> | - | <p>課徴金対象行為の違反事業者については、課徴金の負担の増加が見込まれる。</p> <p>また、購入カルテル、対価、供給量、市場占拠率又は取引先を制限する私的独占を行った事業者については、新たに課徴金の負担が生じる。</p> <p>ただし、課徴金制度は、独占禁止法違反行為を行った事業者に対し、課されるものであり、違反行為を行っていない事業者に対して、新たな負担を強いるものではない。</p> | - |
| | 選択肢1の場合 | 選択肢2の場合 | | | | | | |
| | <p>購入カルテル及び対価、供給量、市場占拠率又は取引先を制限する私的独占事件における課徴金を算定するために要するコスト</p> | - | | | | | | |
| <p>課徴金対象行為の違反事業者については、課徴金の負担の増加が見込まれる。</p> <p>また、購入カルテル、対価、供給量、市場占拠率又は取引先を制限する私的独占を行った事業者については、新たに課徴金の負担が生じる。</p> <p>ただし、課徴金制度は、独占禁止法違反行為を行った事業者に対し、課されるものであり、違反行為を行っていない事業者に対して、新たな負担を強いるものではない。</p> | - | | | | | | | |
| 実施に要する負担(行政コスト) | | | | | | | | |
| 実施により生じる負担(遵守コスト) | | | | | | | | |
| その他の負担(社会コスト) | | 独占禁止法違反行為による価格の上昇・硬直化等に伴う経済厚生 の低下 | | | | | | |
| 各選択肢間の比較 | 違反行為を繰返す事業者が跡を絶たない現状を踏まえて違反行為防止のために課徴金算定率を引き上げること、違反行為の多様化を踏まえて課徴金の適用範囲を現在の違反行為の実態に合わせることにより、現状が改善される効果があるものと見られる。 | | | | | | | |
| 備考 | <p>規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)の措置事項</p> <p>独占禁止法研究会報告書(平成15年10月公表)の提言事項</p> | | | | | | | |
| レビュー時期 | 改正法施行後5年以内に行う。 | | | | | | | |

規制影響分析書 (新設・改正時)

| | | | |
|-----------|--|--|---|
| 規制の名称 | 課徴金減免制度 | | |
| 担当部局 | 公正取引委員会事務総局経済取引局総務課企画室 | 電話番号：03-3581-5485 | e-mail :minaoshi@jftc.go.jp |
| 評価実施日 | 平成17年3月31日 | | |
| 規制の内容・目的 | <p>課徴金制度は、「カルテル行為による経済的利得を国が徴収することにより違反行為者がそれをそのまま保持し得ないようにすることによって、社会的公正を確保すると同時に違反行為の抑止を図り、カルテル禁止規定の実効性を確保するための行政上の措置」として、昭和52年の独占禁止法改正で創設された(7条の2)。</p> <p>カルテル・入札談合は、密室の行為であり、発見・解明が困難であることを踏まえ、違反行為の摘発により、事案の真相究明、違法状態の解消及び違反行為の防止を十分に図るためには、違反行為を自ら報告してきた事業者に対して、措置を減免する制度を導入することが適当であるとの認識から、欧米やアジアの各国において、いわゆるリニエンシー制度が導入されている。同制度は、多くの国際カルテル事件等の調査において有効に機能しており、OECDも同制度が違反行為の摘発、抑止に大きな成果をあげているとして、加盟国政府に同制度の導入を推奨している。</p> | | |
| | 根拠条文 | 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第7条の2、第8条の3 | |
| 想定され得る選択肢 | 選択肢1: | 課徴金減免制度を導入する。具体的な内容については、「独占禁止法改正法の主要なポイント」の「課徴金減免制度の導入」参照 | |
| | 選択肢2: | 課徴金減免制度を導入しない。(現状維持) | |
| 期待される効果 | 効果の要素 | 選択肢1の場合 | 選択肢2の場合 |
| | 独占禁止法違反行為の排除・抑止 | <p>課徴金減免制度を導入することにより、密室の行為であるカルテル・入札談合の発見・解明に資する。</p> <p>また、違反行為から離脱するインセンティブを与え、企業の法令遵守の取組を後押しすることに資する。</p> | <p>カルテル・入札談合は、密室の行為であり、発見・解明が困難であり、違法状態の解消及び違反行為の防止を十分に図ることができない。</p> |
| 想定される負担 | 負担の要素 | 選択肢1の場合 | 選択肢2の場合 |
| | 実施に要する負担(行政コスト) | 減免申請の窓口等の体制整備 | - |
| | 実施により生じる負担(遵守コスト) | 課徴金減免制度は、違反事業者に対して課される課徴金を減免するものであり、事業者に対して、新たな負担を強いるものではない。 | - |
| | その他の負担(社会コスト) | - | 独占禁止法違反行為が排除されないこと等による価格の上昇・硬直化等に伴う経済厚生低下 |
| 各選択肢間の比較 | カルテル・入札談合は、密室の行為であり、課徴金減免制度を導入することにより、違反行為の発見・解明に資するため、現状が改善される効果があるものと思料される。 | | |
| 備考 | <p>規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)の措置事項</p> <p>独占禁止法研究会報告書」(平成15年10月公表)の提言事項</p> | | |
| レビュー時期 | 改正法施行後5年以内に行う。 | | |

規制影響分析書 (新設 改正時)

| | | |
|-----------|---|--|
| 規制の名称 | 価格の同調的引上げに関する報告の徴収制度 | |
| 担当部局 | 公正取引委員会事務総局経済取引局総務課企画室 | 電話番号：03-3581-5485 e-mail :minaoshi@iftc.go.jp |
| 評価実施日 | 平成17年3月31日 | |
| 規制の内容・目的 | 年間国内総供給価額が600億円超で、かつ、上位3社の市場占拠率の合計が70%超という市場構造要件を満たす同種の商品又は役務につき、首位事業者を含む2以上の主要事業者(市場占拠率が5%以上であって、上位5位以内である者をいう)が取引の基準として用いる価格について、3か月以内に、同一又は近似の額又は率の引上げをしたときは、公正取引委員会は、当該主要事業者に対し、当該価格の引上げ理由について報告を求めることができる。意思の連絡なく価格を一斉に引き上げる行為に対してはカルテル規制では捕捉できないことから、価格の同調的引上げが行われた場合に値上げ理由の報告を求め、国会への年次報告でその概要を示すこととすることにより、企業の価格決定が慎重になり、公正かつ自由な競争の促進に資することになることを期待して設けられたもの。 | |
| | 根拠条文 | 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第18条の2 |
| 想定され得る選択肢 | 選択肢1: | 価格の同調的引上げに関する報告の徴収制度を廃止する。 |
| | 選択肢2: | 価格の同調的引上げに関する報告の徴収制度を維持する。 |
| 期待される効果 | 効果の要素 | 選択肢1の場合 |
| | 違反行為への抑止力の抑止力 | 事前に限定的な業種かつ価格の引上げにのみ規制の網をかけておくのではなく、競争政策上望ましくないと考えられる同調的行為があれば、個別に理由を求めるなどの調査をすることにより、効果的に摘発に力を注ぐことができる。 |
| 想定される負担 | 負担の要素 | 選択肢1の場合 |
| | 実施に要する負担(行政コスト) | - |
| | 実施により生じる負担(遵守コスト) | - |
| | その他の負担(社会コスト) | - |
| 各選択肢間の比較 | 価格の同調的引上げは、巧妙に意思の連絡を明らかにせず、意思の連絡がないかのようにみえるカルテル行為、実際にも意思の連絡の一切ない同調行為に理論上区別できるが、運用状況や企業の意識の変化、運用改善等による対応についての検討を踏まえれば、政策的には、独占禁止法上は理由の報告等の特別の対応を行うよりも、に向けたカルテルの効果的な摘発に力を注ぎ、のために用いているリソースを振り向けていくことが適当であると思料される。 | |
| 備考 | 独占禁止法研究会報告書(平成15年10月公表)の提言事項 | |
| レビュー時期 | - | |